

公益社団法人 日本スポーツチャンバラ協会の 選定会員の選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会(以下「協会」という。)の定款第5条に基づき選定会員を選出する場合の基準を定めることを目的とする。

(選定会員の責務)

第2条 選定会員は、協会の運営並びにスポーツチャンバラの振興と初心者の育成に真摯に取り組み、協会の発展に寄与する責務を有する。

(選任基準)

第3条 選定会員は、本部会員の中から総会において選任されるが、その選出に当たっては、次の点を基準として選任することとする。

- (1) 定款及び公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会倫理規程に違背する事跡がないこと。
- (2) 会費を期限内に納入していること。
- (3) 新会員の協会への加入促進に努めていること。
- (4) 直接指導している会員の年会費の納入促進に努めていること。
- (5) 会員への技術指導に努めていること。
- (6) 本部会員として本部事業に積極的に参加し、協力していること。

(選考委員会)

第4条 選定会員の選考を行うため、必要なときに選考委員会を設置し、選考の結果を会長に報告させることとする。

- (2) 選考委員は、協会の理事の中から会長が指名する。
- (3) 選考委員会は、第3条の選任基準によつて選定会員候補者を選考するものとする。

第5条 会長は、選任しようとする該当者について第3条及びその他の事項を審査し、関係資料を添えて総会に諮るものとする。

付 則

この規定は平成18年10月10日から施行する。